



労使間の取扱いに関する協約に基づく 掲示板設置を求める緊急申し入れ

7月15日 第2回交渉その①

組合

「労使間の取扱いに関する協約」に基づいて掲示板の設置を求めているところである。掲示板の設置といった便宜供与において、労使での話し合いを通じて検討・判断が行われるべきであると考えている。そのことに対する会社の認識を示すこと。

様式9に「掲示板の設置希望箇所」を記入して会社に提出していることから、希望箇所への設置を最大限行うべきである。設置出来ない明確な理由も無く、会社の指定した箇所のみを提示し続けることは協約の相互に権利を尊重し、誠実に義務を履行するという姿勢にない。

甲府駅では、様式10を現場長が分会長に渡し、受け取ったことで掲示板を設置したと聞いている。希望箇所ではない事からも返却をしたが受け取りを拒否された。一方的に設置されたという認識であり、到底認められない。

会社として理解を求めるために話しをすることだが、理解を得ての設置という認識なのか？

三鷹駅では、食堂(休憩室)への掲示板設置を求めているが設置出来ない理由は何か？

会社

便宜供与は、あくまでも使用者の裁量であり、話し合いで決めるという考えはない。

様式9には、希望箇所を記入する箇所があるが、職場の事情等を勘案しながら現場長が判断して設置を許可していることから、希望を100%叶えられるものではない。設置箇所に対する見解の相違はあるが、協約に違反しているとの認識はない。

分会の希望箇所を勘案した上で、会社の指定する箇所での設置を許可している。判断は現場長である。分会とは数回のやり取りがあったことは聞いており、様式10を手交した際に特段の反応はなかった。強引なやり取りという認識は無いが、引き続き理解を求めていく。

希望箇所がダメということではなく、協約に則り現場長が判断した箇所の設置を考えている。